

千歳市立勇舞中学校校舎増築事業  
公募型プロポーザル実施要領

千歳市  
令和7年12月

## 目次

第 1 目的	1
第 2 業務概要	1
第 3 担当部署	2
第 4 参加資格要件	2
第 5 現地見学会の申込	3
第 6 参考図書閲覧の申込	3
第 7 参加表明手続	3
第 8 企画提案書作成要領	5
第 9 質疑応答等	6
第 10 失格事項	7
第 11 企画提案の審査方法及び評価基準	7
第 12 契約に関する基本事項	8
第 13 その他	9
第 14 スケジュール	9

【別表】 予想されるリスクの分担

## 千歳市立勇舞中学校校舎増築事業に係る公募型プロポーザル実施要領

千歳市立勇舞中学校校舎増築事業の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 第1 目的

勇舞中学校は、勇舞地区・あずさ地区・みどり台地区の宅地開発による生徒数の増加に伴い、千歳市立富丘中学校の分離校として平成24年4月に開校した。

開校当初は13学級であった学級数は、令和元年度以降は21～22学級（700人台）で推移しており、令和12年度頃まで高止まりが続くと見込まれる。さらに35人学級制度の導入拡大や地域住民からの特別支援学級の設置要望があり、現在では教室数が慢性的に不足している状況にある。

本要領は、保有教室、特別教室空間の確保及び安全な学校環境を目的とした校舎増築を学校執務と並行して実施するにあたり、短期間で施設整備の計画、実施計画、諸官庁手続き、建設工事を一体として行う手法として、プレハブ建築物を採用し、技術力、コスト、実績等の観点から民間企業のノウハウを活かした提案を求めることで、最も適当とされる事業者を選定することのできる公募型プロポーザルを実施するためのものである。

### 第2 業務概要

1 業務名 千歳市立勇舞中学校校舎増築事業

2 業務内容

- (1)設計業務（基本設計・実施設計）
- (2)建築工事・電気設備工事・機械設備工事
- (3)外構工事
- (4)施工監理業務
- (5)その他各種手続き等関連業務

3 履行期間及び引渡し日

- (1)履行期間 契約締結日 から 令和9年3月31日まで
- (2)引渡し日 令和9年3月31日まで

4 見積上限額

見積上限額は、552,031,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※見積価格が見積上限額を超えた場合、失格とする。

※契約額を示すものではない。

5 要求水準

千歳市立勇舞中学校校舎増築事業公募型プロポーザル要求水準書のとおりとする。

### 第3 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市教育委員会教育部企画総務課企画係（第2庁舎 2階）

電話 0123-24-0845

F A X 0123-27-3743

E-mail kyoikukikaku@city.chitose.lg.jp

### 第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること

- (1) 千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があり、取扱品目「そのほか物品賃貸—仮設ハウス」を有していること
- (2) 過去3年間に、本事業と類似した事業の竣工実績（仮設建物除く）があること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (6) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること
- (7) 国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税）において滞納がないこと
- (8) 一級建築士を有すること
- (9) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者については、それらの中でいずれか一者のみの参加とすること

#### ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社

等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。）

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の公正な競争が阻害されると認められる場合
- (ア) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合
- (イ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 第5 現地見学の申込

本公示後、現場見学を希望する事業者は見学希望申込書を提出すること。

- (1) 提出書類 現地見学申込書の提出（様式1）
- ア 提出期限 令和7年12月12日（金）午後12時00分まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること

## 第6 参考図書閲覧の申込

- (1) 提出書類 参考図書閲覧申込書の提出（様式2）
- ア 提出期限 本公示後から令和8年1月9日（金）午後4時00分まで  
(参加表明書提出期限)
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること
- ウ 閲覧方法 市役所第2庁舎2階教育委員会企画総務課にて閲覧可能とする。
- エ 閲覧資料 既存校舎等竣工図面等
- (2) 閲覧資料の取扱い
- ア 閲覧できる学校の図面等は、一般公開することを前提としていない情報であるため、関係者以外への配布を禁止し、取り扱いに注意すること
- イ 閲覧した資料を本プロポーザルに関わる提案以外では使用しないこと
- ウ 閲覧時に既存図面等を複製した場合にも内容が読み取られないように処理し、受注候補者が決定された後にすべて廃棄すること。

## 第7 参加表明手続

- 1 参加表明書の提出
- 参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式3）

イ 過去3年間に、竣工した本事業と類似した事業実績資料  
（第4参加資格（2）に示す参加者の実績）

ウ 国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税）において  
滞納がないことを証明するもの  
（第4参加資格（7）に示す証明）

エ 一級建築士を有することを証明するもの  
（第4参加資格（8）に示す証明）

(2) 提出期限 令和8年1月9日（金）午後4時00分まで必着

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 電話連絡の上、郵送（宅配便も可）又は持参、電子メールにより提出すること。（口頭及びFAXによる提出は不可）

(5) 提出書類作成時の留意事項

提出書類 イに示した事業実績資料は、配置図、平面図、立面図等により規模・仕様が明確にわかる内容のものとし、本事業との比較が可能となる資料とすること

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格の確認及び企画提案書提出依頼

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年1月14日（水）までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を通知する。

併せて参加資格を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を依頼する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間 令和8年1月19日（月）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 電話連絡の上、郵送（宅配便も可）又は持参、電子メールにより提出すること。（口頭及びFAXによる提出は不可）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年1月22日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第8 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を依頼された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること

#### (1) 事業者・事業体制に関すること

- ア 本事業の実施方針について、説明すること
- イ 同種又は類似の業務を実施した実績について、説明すること
- ウ 本事業の実施体制について、説明すること
- エ 地元活用、下請け業者体制について、説明すること

#### (2) 設計計画に関すること

- ア 配置・平面計画について  
教室及び共用部の配置・平面計画について、関連法規並びに、教員及び生徒の視点に立った利便性及び安全性を含め、説明すること
- イ 内装・備品計画について  
資材の選定や教員及び生徒の利便性を考慮した備品計画、シックハウス対策、ユニバーサルデザインやバリアフリーを含め、説明すること
- ウ 設備計画について  
電気設備及び機械設備について、使用者の利便性やメンテナンスの軽減、ランニングコストの低減等も含め、説明すること
- エ 自由提案について  
本事業における有益な提案について、説明すること

#### (3) 施工計画に関すること

- ア 事業スケジュールについて  
現地調査、設計、諸官庁手続き、施工、施工監理、引渡について、説明すること
- イ 工事施工計画について  
仮設計画、教員及び生徒、第三者の視点に立った安全性について、説明すること

#### (4) 事業費見積書

本事業にかかる見積（設計・建築・電気・空調換気・冷暖房設備等）

### 2 企画提案書の書式

企画提案の提出は企画提案書提出届（様式4）及び業務実施体制（様式5）に加え、次の書類を添付すること

- (1) 企画提案書 上記(1)～(3)の内容に関するもの [任意様式]
- (2) 業務に係る事業費見積書 上記(4) [任意様式]

(3) 建設予定建物にかかる配置図、計画概要、平面図、立体図、断面図、矩計図

### 3 記入上の注意事項

(1) 第8 2 (1)については、日本興業規格A4又はA3判、10枚程度とし、任意様式とする。

### 4 提出方法等

(1) 提出期限 令和8年1月26日(月) 午後4時00分まで必着

(2) 提出場所 第3に同じ

(3) 提出方法 書面によること(電子メール、FAX、及び口頭によるものは受け付けない。)

(4) 提出部数 正本1部及び副本(複写)7部の計8部及びCD-R1枚(PDFデータ)

(5) 費用負担 提出に関する一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 複数申請の禁止 1提案者が複数の提案を行うことは認めない。

### 5 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、当該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属する。

(2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする

(3) 提出された企画提案書等は、千歳市情報公開条例(平成5年千歳市条例第14号)の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となる。なお、非公開としたい情報がある場合は、「非公開としたい情報届出書(様式6)」により届け出てください。ただし、千歳市情報公開条例に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。

## 第9 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書(様式7)

イ 提出期間 令和7年12月15日(月)までの休日を除く、午前9時00分から午後4時00分まで

ウ 提出場所 第3に同じ

エ 提出方法 電話連絡の上、郵送(宅配便も可)又は持参、電子メールにより提出すること。(口頭及びFAXによる提出は不可)

オ 提出部数 1部

(2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。

## 第10 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 第4の参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第11 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、勇舞中学校校舎増築事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### 2 プレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

#### (1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明30分、質疑15分の計45分とする。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル又はスライド等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて5名までとする。
- エ スクリーン及びプロジェクターは審査委員会が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。
- オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

#### (2) 実施日時及び場所

第7で示した、企画提案書提出依頼時に併せて通知する。

### 3 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 事業者・事業体制に関する項目（配点30）
- (2) 設計計画に関する項目（配点40）
- (3) 施工計画に関する項目（配点20）
- (4) 見積価格に関する項目（配点10）

### 4 受注候補者の特定

審査委員会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を受注候補者として特定する。

この場合において、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、審査

委員会の審議により候補者を特定するものとする。

5 企画提案書を提出した者が一者の場合における審査方法

受注候補者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

6 審査結果の通知

(1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受注候補者

イ 評価点数

ウ 受注候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ 受注候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日の翌日から5日以内までの休日を除く、午前9時00分から午後4時00分まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 電話連絡の上、書面によること

(FAX又は口頭によるものは受け付けない。)

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

7 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受注候補者及び評価点数

(2) 全ての企画提案者の評価点数（ただし、受注候補者以外の名称は秘匿とする。）

(3) 受注候補者の特定理由

## 第12 契約に関する基本事項

### 1 契約の締結

契約交渉順位第一位の候補者と契約条件を協議し、内容について合意の上、仮契約書を締結する。また、辞退その他の理由により契約が締結できない場合は、第二位の候補者と交渉を行うものとする。なお、本事業は『議会の議決に付すべき契約及び財産並びに重要な公の施設に関する条例第3条』に該当するため、千歳市議会の議決をもって本契約となる

### 2 リスク分担と契約変更

予想されるリスクの分担については、別表1のとおりとする。原則、契約変更は行わない。ただし、市側のリスクに起因する事由又は事業者の責めに帰することが

できない事由による場合は、契約を変更する場合がある。

### 3 契約保証金

免除する。

### 4 契約書作成の要否

要する。（文言等については、協議の上、決定する。）

### 5 支払条件

引渡月の翌月以降の、一括払いとする。

## 第13 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は、返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

### 5 再委託の禁止

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

6 物品の調達や再委託が必要な場合は、市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に積極的に努めること。

7 参加表明書提出後に企画提案書の提出を辞退する者は、企画提案書辞退届（様式8）を提出すること。

## 第14 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
現地見学 (希望事業者のみ)	令和7年12月10日(水)から令和7年12月12日(金)
参加表明書の提出	令和7年12月11日(木)から令和8年1月9日(金)まで
参加資格要件確認結果 通知及び企画提案書提出依頼	令和8年1月14日(水)
質問書の受付	令和7年12月10日(水)から令和7年12月15日(月)まで なお、質問の回答は随時行う

企画提案書の提出	企画提案書提出依頼日から 令和8年1月26日（月）まで
プレゼンテーション	令和8年2月3日（火）予定 （企画提案書提出依頼と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和8年2月5日（木）予定
契約締結	令和8年3月26日（木）予定

別表 1

○：適用 △：協議

リスク項目	内容	負担者	
		市	事業者
募集要項リスク	募集要項の瑕疵により生じた場合	○	
法制度リスク	一般分野の法制度改正により変更等が生じた場合		○
	本事業に係る法制度改正により変更等が生じた場合	○	
	消費税率の改正により税額に変更が生じた場合	○	
	市の事由によるもの以外で許認可遅延が生じた場合		○
不可抗力	台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為のうち、事前予測が不可能な場合	○	
	台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為のうち、事前予測が可能な場合		○
住民対応	設計施工に関する住民の反対運動・訴訟・要望		○
	計画に関する住民反対運動・訴訟・要望	○	
資金調達	必要な資金の確保に関するもの		○
事業の中止延期	市の事由による債務不履行	○	
	事業者の事由による債務不履行		○
設計不適合	市が要求する水準の設計ができない場合		○
設計遅延	市の指示・又は市の帰責事由による設計の遅延	○	
	事業者の帰責事由による設計の遅延		○
設計変更	市の指示・又は市の帰責事由による設計変更	○	
	事業者の責に帰すべき事由による設計変更		○
	提供資料から予見できない地盤強度による費用増大	○	
	地中埋設物から予見できない異物除去が発生した場合	○	
	インフレ・デフレによるもの	△	△
	資材の高騰によるもの	△	△
事業遅延	市の指示・又は市の帰責事由による事業遅延	○	
	事業者の帰責事由による事業遅延		○
施工監理	建設工事中の事故・第三者への損傷・原材料等への盗難損傷等に関するもの		○
	施工監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
施工費増大	市の指示・事由によるもの	○	
	事業者の帰責事由によるもの		○
施設瑕疵	引渡し後2年以内に施設瑕疵が見つかった場合（構造耐力上重要な部分や屋根等雨水の侵入を防止する部分については10年）		○
	引渡し後2年を超えてから施設瑕疵が見つかった場合	○	
施設損傷	市の帰責事由によるもの	○	
	事業者の帰責事由によるもの		○